

平戸市クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症による人の健康に係る被害の発生防止等を目的とし、気候変動適応法(平成30年法律第50号)が改正され、指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)を市長が指定できることとなりました。

平戸市では、熱中症による健康被害を防止し、市民等の生命と健康を守るため、市内の公共施設と民間施設のクーリングシェルターとして利用を推進しています。

つきましては、クーリングシェルターを運用し、市とともに熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターは、市民の休息場所として主に次の内容を実施します。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内表示の掲示
 - (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内(問い合わせがあった場合)
 - (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備(既設のもので可)
 - (4) 空調の適切な管理(冷房設備の電気代等、クーリングシェルター運営に係る費用は、施設側のご負担をお願いします。)

(5) 利用状況の報告

(申込資格)

- 3 申込資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

(1) 適当な冷房設備を有する施設

(2) 利用者が休息できる椅子、ソファ等を有する施設(既設のもので可)

(施設開放期間)

- 4 施設開放期間は、5月上旬から10月下旬までの期間のうち、各施設の対応可能な日及び時間帯とします。

(申込方法)

- 5 別紙申込書(添付書類も含む。)に必要事項を記載の上で、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法によって、平戸市健康ほけん課に提出してください。

(提出後の流れ)

- 6 申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。

(1) 平戸市と施設管理者間で協定内容の協議

(2) 平戸市と施設管理者間での協定書の締結

(3) クーリングシェルターとしての指定及び運用開始、クーリングシェルター施設情報の公表(平戸市ウェブサイト等)

※申込用紙を提出した時点で、市からのクーリングシェルターの指定に同意したものとみなします。

(その他)

- 7 公序良俗に反する、取組みの趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

(提出先・お問合せ先)

- 8 平戸市役所健康ほけん課 健康づくり班

〒 859-5192 平戸市岩の上町1508番地 3

TEL:0950-22-9125(直通)

FAX:0950-22-4241

Mail : kenkodu@city.hirado.lg.jp